

特集

文化財の保存と活用

座談会	■文化財保護と地域社会	6
	(出席者)秋田 豊/都築 健/岩瀬良三/三隅治雄 (司 会)小林孝男	
随想	■二つの無形文化財について	上山春平 16
論文	■最近の埋蔵文化財発掘調査の成果	須田 勉 18
	■町づくりに活かす文化財	三宅正廣 22
エッセイ	■ゲーテの「色彩論」にみちびかれて	志村ふくみ 26
事例紹介	■ネパールの文化財建造物の修復協力事業	伊原恵司 28
	■地域の民俗文化財を守る	新潟県十日町市博物館 32
体験記	■東大寺仁王像の修理を終えて	小野寺久幸 36
現地ルポ	■よみがえる古代のロマン	三村松司 39
解説	■文化財保護制度	文化庁文化財保護部 42

カラ

■知の宝庫—博物館 埼玉県立博物館	1
■まつり風土記日立風流物(茨城県)	4
■名作シリーズ竹斎読書図	表紙2
■文化財紹介色絵若松図茶壺	表紙3
■人・この道中村邦子	50
■わがまちの教育・文化④ 群馬県安中市	51
■ニューススポーツ・レクリエーション シャフルボード	54

■焦点—文教施策	56
■ことばの小箱/やさしい教育用語の解説	70
■私の選ぶ一冊	沖吉和祐 71
■ふるさとのうたちやっさり節	72
■科学のひろば国立極地研究所②	74
■海外教育ニュース	76
■郷土に生きる教育家群像②岐阜県	78
■鑑賞席檀像	82
■読者からのたより/お知らせ	83
■編集後記	84

小林 今日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから「文化財保護と地域社会」ということで話を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

文化財というのは、我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれて今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民の財産であるわけです。

我が国の歴史、文化の理解のために欠

くこのできないものであり、また、将来の文化の向上、発展の基礎をなすものです。そのために文化財の適切な保存、活用を図ることが極めて重要であります。

文化財の保存のためには国や地方公共団体の施策、それから文化財を所有しておられる人々の適切な管理が必要であることは、いうまでもないわけですが、国民全体が文化財の意義を理解し文化財を愛護する気持を持つということが、何

よりも大切だと思います。各地域で多くの人が文化財保護にかかわるいろんな活動を活発に展開されておられるわけですが、まず学校教育の中でどんな取り組みがなされているかということについて、秋田校長先生、まずお話をいただければありがたいんですが。

体験で学ぶ郷土の歴史と文化

―学校では―

秋田 青森県の田舎館村は人口一万人ぐらゐの小さい村ですが、昭和五十一年に高速道路を作っている最中に、たくさん土器と二〇〇粒の焼米が出たということで、大変話題になったわけです。東北大学の研究によって、五七年になって、二〇〇〇年前の弥生時代にすでに稲作が行われていたということが実証されました。そのことが出発点となって、弥生水田を村を挙げて再現しようじゃないかということで、「弥生水田を学ぶ会」というものがいち早くでき、六一年には、「垂柳遺跡を学ぶ会」という組織ができました。並行して、学校のほうでも、子どもたちに垂柳遺跡と何らかのかかわりあい

収穫する。

子どもたちは素っ裸になって貫頭衣を着て田植えから収穫まで全部やるわけですが、水田の中に子どもたちが入ること自体、非常に喜びなんです。

小林 田植えで水田へ入ることがなくなっただけですね。

秋田 もうほとんど機械でしょう。ところが子どもたちは苗代を作ったり、直播ですからばんばん手で播いたりするわけです。

小林 垂柳遺跡の発見によって、弥生時代初期に稲作文化が東北地方の最北部まで広がっていたことが実証されて、考古学界ではものすごく話題になりましたね。地元の子どもたち、それからお父さん、お母さんたちも格別の興味、関心を持っておられるんですか。

秋田 はい。田舎館村の村民憲章には、第一番目に「私たちは北方稲作文化発祥の地の誇りを持っている」ということが、うたつてあるわけです。村当局もその再現に努力しており、資料館も立派なものが作られました。

小林 垂柳遺跡での活動は学校教育ではどういう位置付けになるんですか。

文化財保護地域社会



●都築 健
香川県
丸亀市教育委員会
社会教育課副主幹

●岩瀬 良三
千葉県教育委員会教育長

●三隅 治雄
実践女子大学教授

●秋田 豊
青森県南津軽郡田舎館村立
田舎館小学校長

●司会
小林孝男
宮内庁侍従
前文化庁文化財保護部伝統文化課長

持たせるための試みを、六年生を主として始めました。実際に垂柳遺跡を小さくしたものを学校のそばに作り、現在、一〇枚の小さい水田に、中国系の極早生系統のものを主体とし、在来種のもの、現代種のもの、合わせて一〇種類のを植えています。

この活動は、まず、学校が主体となつて、地域の人たちとかPTAの関係者、農協の関係者という連絡をとって、一年間の計画を立てることから始まります。

弥生水田には、農薬も何も使わないで自然のままに直播きをする。このことが大事なわけで、鳥を防いだり、草取りをしたりして、自分たちの手で稲を丈夫にするんです。

それから田舎館に出た弥生時代の土器はやさしいのが特色なんです。横に平行線のみぞ、三角の連続山型の模様がいっぱい付いているわけです。そういう特色がある田舎館土器を子どもたちに作らせてみる。そして、秋には、石包丁などの農具も全部昔のまんまの農具を使つて

秋田 まず、教科の中で遺跡に関連したことを教えています。例えば、社会科では、弥生時代を学ぶときには、遺跡から当時のことを想像しながら絵をかくてみる。国語や勤労生産学習でも扱う。道徳では郷土愛とか思いやりとか、そういうことに関連した指導をする。特別活動では田植えをしたり、収穫して「ありがとう祭り」ということをやる。それからゆとりの時間でも取り上げるなど、年間で五〇時間ぐらいこれに使っております。

あきた・ゆたか 昭和6年生。青森県弘前市出身。弘前大学卒業。現在、田舎館小学校長。大潮会展文部大臣賞、一水会会友、日本教育研究連合会造形教育表彰、全国造形教育連盟副会長、青森県造形教育連盟会長。



化財行政を展開しておられるということを知っています、そのことについてご紹介いただけますでしょうか。

岩瀬 千葉県はご承知のとおり東京に隣接しており、戦後は産業構造を変えて農業県から工業県になったということもあって、昭和三〇年ごろ二二〇万だった人口が、現在は五五〇万なんです。このような急激な社会変化の中で、県下各地に伝わる文化財を保護し活用するため、昭和四〇年代から県立の博物館を作り始め、現在、博物館が八館できております。



つばき・つよし 昭和16年生。塩飽諸島のうち讃岐広島島の出身。地元高等学校を卒業。現在、丸亀市教育委員会、社会教育課副主幹で文化財団関係者を主に担当。

現在、うちの学校は勤労生産学習の文部省指定校になっており、その目玉が弥生水田なんです。子どもたちにとって一番楽しかった思い出は何かというと、六年生で取り組む弥生水田のことですね。子どもたちも郷土の伝統文化をいい方向で受け止めているんじゃないかと思っております。

歴史的町並みを守る

地域では

小林 丸亀市の都築さん、塩飽本島町の笠島の伝統的建造物群保存地区、これは略して伝建群と言ってますけれども、いま国選定のものが全国で二九か所あるんです。伝建群には宿場町とか門前町とか、いろいろ性格があるんですけど、この場合はどういう特色があるんですか。都築 私どもの町は、港町ということで選定されています。それと離島の伝建地区というのは、国選定では私どもの島と沖縄の竹富島の二か所、港町として選定を受けたんですけれども、昔は現在の港みたいな大きな港ではなく、風待ち、潮待ちの港だったので。

て、これも相互にネットワークを組みながら活動をしています。

また、そのような博物館の一つとしてただいまお話のありました「房総のむら」というものもあります。これは、県で所有していた印旛郡栄町の約二二ヘクタールの土地に、昔の農家だとか武家屋敷だとか商家群などをいくつも建設しまして、実際の商品流通とか、農家の生産の様子とか、武家屋敷にはどういうものがあつたかとかいうように、生活習慣まで含めて再現しているわけです。ここでは、昔のお菓子やお餅などを売ったり、紙を漉いたり、ときには武家屋敷で、そこで採れたお茶を入れてみたというようなことをやっており、今では、年間六〇演目くらいの実演と製作を体験してもらっております。家族づれで昔の生活に触れながらここで楽しく一日を過ごせるという点では、非常に有益なんじゃないかと思っております。

千葉県では、このように地域ごとに作った博物館を有効に利用することも大事だということで、博物館の利用の在り方などを研究してその事例集などを発行し、参考にするということもしています。

小林 笠島の伝建地区では、地域の人たちはどんな活動をしていらつしやるんでしょうか。

都築 私のところは過疎化がかなり進んでおりまして、お年寄りが大半を占めており、島には、子どもは非常に少ないんです。たまたま私が教育委員会で文化・青少年を担当しております関係で、陸地部の子どもをこの本島に送り込みまして、伝建地区の空き家を利用して、そこで自分たちで食事を作って食べたり、地区の人に昔の風習や島の生活とかをお聞きしたりする。あるいは島全体の文化財を利用してオリエンテーリングをやったりするという活動をしています。

博物館は地域文化を伝える拠点

小林 学校あるいは社会教育の場で文化財を活用したいろいろの取組みの例をご紹介いただいたのですけれども、ちょっと角度を変えて岩瀬さんにお尋ねします。千葉県では博物館を県内の要所、要所に建てるとか、「房総のむら」を設置するなど、よそには見られない特色のある文

また、時には学校の校長先生に館長になっていただいたりしています。そうしますと学校との縁もさらに深くなって、その地域の児童生徒さんに見に来てもらうことも多くなります。

平成三年には、新しい事業として、博物館資料を学校に持ち込む移動博物館構想を考えています。これなどもうまくいって喜んでいただければ、できるだけ広めていきたいと思っております。

心が大切な伝統文化の継承

小林 ありがとうございます。

三隅先生は民俗芸能が専門で全国をあちこち回っておられますが、最近の我が国の急激な社会の変化に伴って、全体の傾向として文化財の保護の現状は憂うべき状況になりつつあるのか、いやいや、そんな捨てたもんじゃない、一時に比べて郷土の伝統文化を見直そうという気運が高まってきつとあると感じておられるのか。そのへんはどうでしょうか。

三隅 そうですね。かつて日本全体の八〇%がいわば農村であって、少なくとも農村的な地盤の中でそれぞれの社会が構成

されていた。昭和三〇年ごろまでは大体そういう基盤がずつつながっていたという状況の中で、伝統的な文化が数多く地域、地域に根づいて作り上げられてきた。ところが昭和三〇年代というのは、まだ戦争の傷跡が割合に大きかったもんですから、伝統文化を伝えていくという情熱が比較的薄い状況だったんですね。特に民俗芸能の場合などは、年齢が大体一五歳から二五歳という昔風にいうところの若者組、いままら青年団という人た



いわせ・ひろしろう 昭和8年生。千葉県出身。環境部長、商工労働部長を経て、昭和63年から教育委員会教育長。生涯審議員、教育職員養成審議員。4月末、幕張メッセで行われた世界卓球選手権大会の事務局長。

ちの手で伝承されてきたのですが、この人たちに日本の伝統文化は非常に遅れているものだという意識、つまり外国に対する一種のコンプレックスがずつとあつたわけです。このため、文化財保護法などによって、日本の伝統文化、文化財は大事なんだという啓蒙が行われ、ようやく昭和四〇年代に入つて、自分たちの地域にある伝統文化というのは非常に大事なんだという気持ち、澎湃として地域の人々の間に出てきました。ところが高度経済成長の波の中で、農村にいた人たち、特に伝統文化の担い手である若者たちの流出が、非常に大きくなってきた。そのために今度は文化財としての伝統文化の意義は地元で浸透したけれども人がいなくなるといふ状況が出てきて、それが昭和五〇年代にも引き継がれてきました。そういう間にあつて今度はいったん出た若者たちが、自分たちの郷里に戻ってくる、いわゆるUターン現象が若干現れてきた昭和四〇年代から五〇年代に、自分たちがやっぱり伝統文化を守らなければいけないという意識のもとで、伝統芸能が再興していくという状況がしばらく続いたわけなんです。ところが、それが昭和六〇年代に入るにつれて、人口の大都市集中が一層顕在化し、かつて伝統芸能を数多く持っていた地域の過疎化も、極めて急速に進み始めました。そして当然伝統芸能の担い手である人たちが、段々少なくなつた。でも、なんとか守らなければならぬ。そして地域の文化こそが日本の文化の根源なんだということで、特に民俗芸能では、文化財の指定制度が充実してきて、補助事業、公開事業なども積極的に進められていく。そういった中でわずかに残った人々に伝統芸能を守る基盤が、ずつと今日まで引き継がれてきたと思います。

ただ、伝統芸能というものは、やはり新しい文化が入りにくい地域に割合固まつて残るため、そういう地域のいわば経済振興のようなものがないと、担い手を村に呼び戻すことができないという状況がずつとありました。

そんな状態のもとで最近になって、顕著に表れてきているのは、小学校、中学校あたりで伝統芸能をクラブ活動などに取り込む地域が増えてきていることです。

ただ、問題はそういう子どもたちが、自分の地域を離れて高校などへ進学すると、伝統芸能に対する取組みが一時中断されるという問題が依然として残っているということ。

だから、全体的に申しますと、文化財の保護の少なくとも意義については、全国的にほぼ私は浸透したと思います。ただ、それを生かしていく経済的な地域の基盤と地域における人材の定着といったものが少ないことが、むしろ伝統芸能、伝統文化の将来に対して危機感を感じさせる一番大きな理由ではないかと考えるわけです。

文化財の保護意識を高める

文化財の活用と開発

小林 ありがとうございます。

実は一口に文化財といいますが、非常に多種多様なものがありますね。有形文化財、無形文化財、史跡、それから町並みなど、それぞれ保護、保存のやり方が違うわけですし、国なり地方公共団体が一生懸命に保護、保存策を講じているわけですが、文化財というのは従来はどちらかというと、先祖から守り伝えられ

てきたものだから、これを大切に保存して、次代に引き継がなければならないというところで、どうしても守りの仕事だったわけです。やはり、これからはそういうものをいろんな形で利用、活用しつつ次代に引き継いでいくという視点が、大事になってくるんじゃないかと思うわけです。

そういうことで笠島の伝建地区の場合、こういうものを活用しつつ保護するということを、具体的にどういうふうに行われておられますか。

都築 町並みの場合、保存と保護はお金でできますから案内スミーズにいくんですけど、活用となるとなかなか難しい点があります。人が住んでいますから、勝手に行つてあけて中に入つて見渡すわけにもいけません。

活用ということでは、陸地部の子どもたちを校区単位で島に連れていき、お年寄りからいろんなことを聞いて、それを記録に残すというようなことをやっています。前年度一二校区全部の小学校でこの活動が済んだので、それを「本島の文化財」ということで本にまとめています。小林 秋田校長先生、自分たちの住んでい

る地域に、歴史的な遺跡が出たということとで、子どもたちが郷土の歴史に関心をもち、郷土の歴史を愛するといえますか、そういう気運が高まるというようなことはあるわけですか。

秋田 そういふものが発見されたことによって、村自身びつくりしたわけですね。ところが子どもたちには、郷土の歴史をやつぱり教えないといけない。郷土の歴史についての体験学習をしている間に、その歴史がいかにすばらしいものであるかということに気づかせなければいけない。これは私も学校現場の責任じゃないかと思うんですね。子どもたちは、体験学習を通して、私たちの村にはこういう立派なものがあつたんだという先祖に対する誇りを持つことになり、それを守るんだ、自分たちも知っておくんだと思うようになる。毎年体験学習に取り組むことによって子どもたちの村を理解する気持ち、全然違ってくるんじゃないかと思ひ、いまでは村を挙げてやっております。

小林 岩瀬さん、千葉県にはいろいろな遺跡や民俗文化財がいっぱいありますけれども都市化が進んでいる中で、これら地

域の文化財がなくなりつつある。そのために地域の文化財を保護、保存しようという趣旨で博物館をたくさん作っておられるのかなと思うわけです。この都市化というのは文化財の保存と活用に相当影響があるわけでしょうか。

岩瀬 いい面と悪い面とあると思うんですね。大きな団地を作ると、地域のいろいろの伝統的なものが失われるんじゃないか、というようなこともありますね。先ほど三隅先生もおっしゃっていたよう



みすみ・はるお 昭和2年生。大阪府出身。国学院大学国文学科卒。東京国立文化財研究所芸能部長を経て、現在実践女子大学文学部教授。民俗芸能学会代表理事。文学博士。著書「芸能史の民俗的研究」ほか多数。

に、人がいなくなったり、経済的な変化による影響もあります。

成田市には「取香の三番叟」がありますが、伝承の中心を青年会から保存会にかえて一生懸命芸能を受け継ぐ活動をして、五〇年代に成田市指定、六二年には県指定にもなっています。この背景には、一つは若い人がいなくなったということ、もう一つは、そこに成田周辺の経済的な活況が出てきたことがあります。そのことから、地域の人たちが、伝統文化に目を向けて、「これは保存しなければいけない」という運動が盛り上がったことはよかったですね。

それから、さっきの水田の話のように、地域で何かが発見されますとその住民にいろいろと関心も出てきます。市原市では、いわゆる王賜銘鉄剣が昭和六三年に発見され、五世紀ごろの銘文入りのものでは一番古いのではないということ、非常に関心を集めてきた。そういう意味で文化財についての認識も、いろいろな人の指導で広まったというのも事実ですが、突然の新発見などによって文化財の重要性が認識される場合もあるわけ

ですね。ですから市原市では文化財というのは大事だという意識が高まり、博物館を作ってくれという運動が起こったわけですね。開発されたから全部が全部悪くなるというわけではなく、よい方にも影響するんじゃないかと思っています。

文化財は明日の芸術を創る種

小林 三隅先生、民俗芸能がいろんな形で全国で行われています。ある人たちは学校のクラブ活動としてやる。あるいは、いま青年団というんですか、公民館や何かで夜集まったりして活動していることもあります。それが全く昔のやり方です。つるんじやなくて、若い人たちの意向で、昔のものと様式なり形式が多少変わってあるという面もあるんだらうと思うんですが、そのへんはどう考えたらいいわけですか。

三隅 それは確かにあるわけです。ただ、やっぱり芸能の場合は文化財といいますが、過去のものがそのまま残っているという状況は、ある意味において芸能の死を意味する。つまり芸能というのは、今演じ

て今歌っているその人、また、それを見る人の今の喜びにつながらないと生きてこないんですね。ですから過去の残存というような状況からは、なかなか活気がでてこない。むしろ、伝える中で、同時に創るという意欲が、その伝承者の中に生じてこないとその芸能に活気が出てこないんです。例えば伝統的な神楽でも昔のものを何とかきちんと継承する一方で、創作神楽といいますが、自分たちでその神楽の持つるものを素材にして何か創っていくということをやらせてみた途端

に、みんなの目が輝くという状況があるんですね。伝統芸能というものは過去の残存だけではなくて、明日の芸術を創る一つの種なんだという気持ちを抱えうえて、伝承の作業をやっていくかなくちゃいけない。

ただ、昔を伝えるものに関しては、現在、映像というのが非常に発達しておりますから、そういうものできちんと記録していつでも立ち戻れる状況を作っておく。そしてそういうものから新しい芽を吹き出させることへ好意を持つて見てあげる必要がある。過去のものにちり一つ付けてはいけないという形だと、伝統芸能は若者から絶対に離れてしまうということはあると思います。

岩瀬 今の先生のお話はそれとおりですね。千葉で国際的な行事の中で民俗芸能公演をやったときに、受け入れられやすいようにアレンジしていただいたんです。そうしたところ、みんなが非常に楽しんだ。それも伝統芸能の一環なわけですから、今の若い人に受け入れられるためには、一つは受け入れやすくさせることも大事だと思いますね。

三隅 その作業がないと、どうしても人々



こばやし・たかお 昭和16年生。青森県出身。東北大学法学部卒。昭和41年文部省入省、初中局企画官、文化庁記念物課長、伝統文化課長を歴任、現在宮内庁侍従。

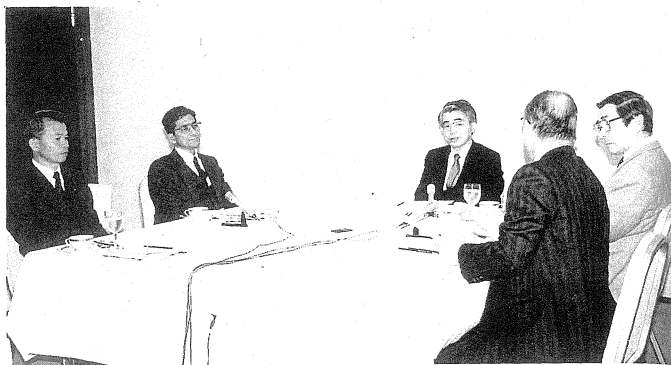
の関心の外に置き去りにされてしまうということがあります。つまり、新しいものを創ろうということのために、古いものの大事さがわかってくる。その古いところから何か抵抗があるから、新しいものを創ろうという、このせめぎあいのバランスが取れた状態が、伝承の一番健康な状況じゃないか。それがどつちかに偏ってしまったんでは、文化の偏向が生まれてくるんじゃないかなと考えます。実は、三月九日に奥三河芸能祭というのが、愛知県の新城というところであつたのですが、今年で四回目を数えます。奥三河というのは文化財に指定された伝統芸能の一番多い地域でして、そこには花祭りとか何々田楽と呼ばれるようなものが密集しております。そういったものをもう一度見直してみようといったことで、それをステージに乗せていますが、その一番最後に必ず創作を入れるんです。例えば、田楽を取り上げた場合には創作田楽をやる。そうするとデイスコ調の田楽に対して、昔の田楽を伝えてる方がものすごく敵がい心を持つ。敵がい心を持つたときにその田楽は急に炎が出てくるといいますか、そういうことがあります。

やっぱり芸能というのは、そういう炎が伝承者の中で燃えたらしないと、完全に死を迎えることになるんじゃないかと思えます。

小林 文化財として指定する芸能という、そのやり方、衣装、道具まで、ある程度決まったものがありますでしょう。だから昔式のやり方でやって、ことに新しい創造性をあまり付け加えると文化財ではないのではないかと。そのへんの兼ね合いが非常に難しいですね。

三隅 古いものと新しいものが競つてる間に古い部分が少しずつ削り取られるんじゃないかということを、あんまり恐れ過ぎると化石になっていくということがあるのですね。だから、そのへんの視察を我々はどこまですべきかということだと思います。今、A V関係の機器がいろいろ出ておりますので、そういうものをフルに活用して、今あるものを毎年追跡記録をしていく。そういうところにも配慮すべきではないかと思えます。

岩瀬 今の話の中にも出てきてますけど、もう一つは発表の場を用意するということが大事じゃないかと思うんですね。千



なったということで皆さんに知られたという事は確かで瀬戸大橋の影響もあり、全国から人が来るようになりました。その点はいいんですけれども、今皆さんがおっしゃったように、伝統文化を受け継ぐというのは、やっぱり人ですから、死んだ町並みを作っては何にもならないの

葉県では県指定の無形文化財を中心に民俗芸能フェスティバルを三年間かけてひとわたりやっただけですけども、保存会の人たちが意欲を持ってやるには、多くの人に見てもらふ発表の場所がやはり必要なんじゃないかと思うんですね。

郷土愛のかん養、地域の活性化と文化財

小林 ふるさと創生事業で、何か新しい事業なりイベントを考えるとという話があったときに、全国の市町村の約三分の一ぐらいは何らかの意味で有形、無形の文化財にかかわりのある事業をお考えになりました。それだけ各地域で文化財の位置付けが、非常に大きなウェートを占めているなあと気がしたわけです。

たまたま田舎館の場合も垂柳という非常にユニークな遺跡の発見がきっかけで、いろいろな活動が始まったということで、地域の伝統的な文化財の効用といえますか、意義といえますか、そういうことについて、何かお考えがございますでしょうか。

秋田 垂柳遺跡では、土器や水田跡がたく

で、どうするかということいろいろ考えているんですが過疎というのがいつも頭にあるんですから、その地域の住民が何かをやるということになると、なかなか難しいですね。現在、伝建地区には空き家が大体三分の一あるんですけども、その空き家をだれかに貸してあげるということはどうかという案もあります。例えば、芸術大学などに無料で貸してあげて、この町並みにきて彫刻なり絵なり陶器なりを制作してもらおう。帰るときには作品を何点か置いて帰ってもらおうことで、芸術村を作ったかどうかということも考えています。

岩瀬 私が生まれたところは佐原という伊能忠敬先生のふるさとなんです。小学校の最上級生のころじゃなかったかと思うんですが、忠敬先生の座ってる絵をみんな一枚ずつ描かせられたんです。そういう絵を自分で描いたということが、非常に記憶に残ってるんですね。そういうことから、佐原には地図の先覚者の伊能忠敬先生がおられたという印象が強いんですね。

また、さつき町並みのお話がありましたが、佐原の古い町並みをよく保存して

さん出て、当時、稲作が行われていたということ実は実証されたわけなんですけど、きつとあるだろうと思われる住居跡をかなりの範囲で今調べているわけですが、現在まで発見されていないんですね。それが発見されると、当時の人々の生活が分かるわけです。子どもたちは自分たちの村のことを、今まであまり知らなかったわけですけども、言葉や知識だけじゃなくして、体験によって学んだことで自分のものになっているように思えます。そのことで村のすばらしさが分かってくるんじゃないかと思うんですね。

小林 郷土の歴史に関心を持つ、そして郷土愛、そういう心を育てる意味では非常に役立つということですね。

秋田 そうですね。子どもたちが、すばらしい村に生まれたんだということ、今まであまり学んでいなかった大自然のすばらしさということ、大きく体験学習として学んだということですね。

小林 町並みの場合は一口でいうと地域おこしですか。そういうものに文化財が非常に役に立っていると言えるんですか。都築 私どもの笠島の町並みが国選定に

いるところに本屋さんがあったり、おそば屋さんがあったりするんですね。家を使っている人々が使いづらさはあるのかも知れませんが、ご主人が非常に誇りに思っていて、特別なときには、昔の作り方でおそばを作ってくれるんです。それをごちそうになった人は、よく記憶している。このように町の活性化対策にも文化財を有効に活かしているということは、いいなあと思っております。

小林 文化財というのは単に保護、保存を図るだけでなくなくて、大いに現代の人が活用するということを、これから積極的に進めていかなければいけない。そして、その活用の仕方は各地域の特色を活かした方法で考えていくというのが、今後の課題であると思うわけです。

本日は、それぞれ学校で、あるいは教育行政の責任ある立場で、文化財の保護に取り組んでいただいているかたがたにお集まりいただきまして、貴重なお話を伺うことができ、また行政を進めていく上で参考になるご意見をいただきましたので、今後の文化財の保存と活用の施策に活かしていきたいと考えています。

本日はどうもありがとうございました。

特集
●
ユネスコ
加盟40周年

●巻頭言
日本とユネスコ
梅原 猛

●メッセージ
日本のユネスコ加盟40周年を祝して
フエデリコ・マヨール

●てい談
二二世紀へ向けてのユネスコ活動の在り方
(出席者:天城 勲/石井米雄/奈須紀幸)

●論文
ユネスコを通じた国際科学協力
岡村總吉
教育の未来とユネスコ
中島章夫
世界文化遺産保護とユネスコ
伊藤延男
●エッセイ
「豊かさ」を支えるモノと「ユロ」
藤森義雄

人への道
川上哲治
わがまちの教育・文化
ピッコロンアター(尼崎市)
郷土に生きる教育家群像
福島県
ユースポーツ・レクリエーション
ダーツ

▽今月号の特集は、「文化財の保存と活用」をテーマに取り上げました。文化財の保護については、戦後の影響が色濃く残っている昭和二五年に、文化財保護法が制定・施行されてからすでに四〇年が過ぎました。この法律は、日本の文化財を保存して活用することにより、国民の文化的向上に資することともに、世界の文化の進歩に貢献することを目的としており、今日まで、国・地方公共団体、地域社会をはじめ、国民一人ひとりの理解と協力を得ながら、その目的に向かって地道に努力を重ねてきたところです。

めめ技術の確保、開発と文化財保護との調整、文化財に関する国際交流・協力の推進など、これからの文化財保護において重点を置くべき方向について、各分野における具体的な取組みなどを概観して、その現状と課題を論じていただき、これからの文化財保護の在り方を展望しております。この特集が文化財を愛する気持ちの醸成とその保護に役立つことを願っております。

(S・K)

投稿歓迎

『読者からのたより』欄への投稿を歓迎します。本誌を読んだの感想、ご意見等をごしとお寄せください。
●投稿規定
①一件につき四〇〇字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可) ③掲載分には薄謝進呈
※文章を一部手直しさせていただくことがあります。
●送り先
〒100 東京都千代田区霞が関三二二二
文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部

- 著作権所有——文部省◎
- 発行所——株式会社 きょうせい
本社 〒104 東京都中央区銀座7丁目4番12号
・(営業所) 〒162 東京都新宿区西五軒町4-2
電話 03-3268-2141(代表) 振替11座 東京9-161番
- 印刷所——株式会社行政学会印刷所

定価500円(本体485円)(〒61円)
年間購読料6,000円(〒6)

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にお願いします。

●本誌の掲載文のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。